

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の名称

「田園文化の里」鏡野再生計画

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県苫田郡鏡野町

### 3. 地域再生計画の区域

岡山県苫田郡鏡野町の全域

### 4. 地域再生計画の目標

新鏡野町は旧鏡野町・奥津町・上齋原村・富村の4町村が平成17年3月1日付け合併、岡山県北部に位置し、人口15,000人、面積420平方キロメートルで、岡山県の三大河川の一つ吉井川が上齋原地区にその源を発し本流・支流とも奥津地区・鏡野地区の中央部を流れている。また、富地区に於いては旭川の支流、目木川・余川が流れそれぞれの地域を潤している。

典型的な中山間地域に位置する鏡野町において、この全ての河川は心のより所であり古くから生活に密着した水辺として親しまれてきた。

しかしながら昭和40年代初めからの急激な生活様式の変化、経済の高度成長とそれに伴う企業の進出さらには、若干の人口増により未処理の生活雑排水が流入し水質は瞬く間に悪化し水棲生物が激減してしまった。

その後全国的に公害がクローズアップされたしてから鏡野町もその例に漏れず地域住民及び企業環境に対する考え方や、取り組み方が変わり河川の水質が少しずつ良くなってきているものの昔のような清流には今だ至っていない状態である。

新鏡野町は、「森といで湯と田園文化の里づくり」を将来像に定め、「創造豊かな教育・文化の里づくり」、「心あたたかい福祉の里づくり」、「快適な生活環境の里づくり」、「地域経済を支える里づくり」、「みんなでつくる里づくり」の5つの基本方針をまとめその中の「快適な生活環境の里づくり」の手法として、特に汚水処理施設整備を積極的・効率的に取り組んでいる。

生活排水を処理するために合併前から各旧町村単位で下水道の整備をそれぞれの形で推進しており、平成17年3月末現在旧富地区では面整備計画区域内の整備完了、奥津地区・上齋原地区は平成18年度中に完了の予定である。

旧鏡野地区は平成9年から農山村地域で農林業集落排水事業を、平成10年から町の中心部では公共下水道事業を推進しており、公共下水道計画区域全体の事業完了目標年度を平成27年度と定め、現在鋭意努力しているところであるが、鏡野地区公共下水道計画区域内の事業進捗率は34%と低い状況である。

新鏡野町内での面的整備以外の区域においては、浄化槽設置整備補助事業を展開し少しでも取り組みやすいように嵩上げ補助制度を取り入れているところであるものの、平成16年度末新町全体の汚水処理人口普及率は56%である。

このため、汚水処理施設整備を一層促進し、吉井川及びその支流の清流を再生する事により、昔のように子供達が水と親しめる美しい川づくりをする。さらには従来生息していたホタルやメダカ、アユなどの水棲生物を取り戻すことにより、地域住民が誇りを持って、生きがいを感じることでできる街づくりを図ることにより、地域の再生を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進

a) 全町内の汚水処理人口普及率を 56% から 84% に向上。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

生活水準の向上に伴い住民の環境への関心は高く、文化的で快適な生活空間の創造、個人やコミュニティの住環境の快適性が求められるようになってきている。

さらには、ゆとりの時間の増加により自然と触れ合う機会も多くなっている。

このような状況の中、汚水処理人口の普及率向上を目標として、公共下水道事業、浄化槽設置整備事業の2事業は交付金事業で整備し、農業集落排水事業・特定環境保全公共下水道事業は各省の補助金を充てて効率的に整備する。また、住民参加による“水の大切さ”“水との親しみ方”等のシンポジウムを開催し、快適で住みよい生活環境を重視した一体的なまちづくりを図る。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

[事業主体]

・鏡野町

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

・公共下水道 鏡野処理区域  
・浄化槽 公共下水道事業認可区域以外の区域  
集落排水事業供用開始区域及び事業採択区域以外の区域

[事業期間]

・公共下水道 平成17年度～21年度  
・浄化槽(個人設置型) 平成17年度～21年度

[事業費]

・公共下水道	2,250,000千円
(うち、単独)	540,000千円)
(うち、国費)	855,000千円)
・浄化槽(個人設置型)	98,640千円
(うち、国費)	32,880千円)
・合計	2,348,640千円
(うち、単独)	540,000千円)
(うち、国費)	887,880千円)

[整備量]

・公共下水道 管渠 50～300 32,000m  
・浄化槽(個人設置型) 7人槽 240基  
(H17-20基、H18-60基、H19-60基、H20-50基、H21-50基)

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道：鏡野処理区で2,100人、浄化槽：720人

[認可手続きの経過]

- ・ 下水道法4条の規定による事業計画の認可 区域 95ha 平成10年3月5日  
変更認可 区域 212ha 平成14年3月15日

### 5 - 3 その他の事業

現在実施・計画している農業集落排水施設3地区と特定環境保全公共施設1地区の整備を引き続き行う。

また、住民参加による、「わんぱく塾」「生涯学習」などの活動の裾野を広げ、より多くの住民参加に呼びかけるとともに“水の大切さ”“水との親しみ方”等のシンポジウムの開催を行う。

### 6 . 計画期間

平成17年度～21年度

### 7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示した数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、自治会等の住民代表で構成する「地域審議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等行うこととする。

### 8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し

(添付資料)

- ・ 地域再生計画に含まれる行政区域を表示した図面
- ・ 汚水処理施設の整備箇所図
- ・ 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文章
- ・ 地域再生計画の全体像を示すイメージ図